



令和2年7月豪雨
関連

令和2年7月14日

保安基準適合証等及び限定自動車検査証の有効期間を延長します ～令和2年7月豪雨による被害を受けて～

令和2年7月豪雨による被害に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証等*¹及び限定自動車検査証*²の有効期間の延長を行うこととし、本日公示しましたので、お知らせします。

【保安基準適合証等】

- 福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県の一部地域（別添の公示を参照）に事業場を置く指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

【限定自動車検査証】

- 熊本県及び鹿児島県の一部地域（別添の公示を参照）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
- 福岡県、大分県及び熊本県の一部地域（別添の公示を参照）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

*¹「保安基準適合証等」とは、継続検査時に現車提示を省略するために指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章のこと。

*²「限定自動車検査証」とは、継続検査時に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限り、限定自動車検査証の代わりに交付するもの。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

【保安基準適合証等】

九州運輸局 自動車技術安全部 整備課 担当：石井、川下

電話092-472-2537 FAX092-472-2916

【限定自動車検査証】

九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 担当：後藤、馬場、土屋

電話092-472-2539 FAX092-472-2916





(参考1) 参照条文

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年法律第八十五号) (抄)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であることを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
 - 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延長期日が定められた後、第1項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第1項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

九運大第734号の3
令和2年7月14日

公益社団法人 大分県トラック協会会長 殿

九州運輸局 大分運輸支局長
(公印省略)

自動車検査証の有効期間の伸長について

令和2年7月豪雨による被害を受け、「特定非常災害の被害者の権利利益保存等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示第736号（令和2年7月14日）が公布されたため、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間の伸長を行うこととし、別添（写）のとおり公示したので通知します。

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）が公布されたため、下記のとおりとしたので公示する。

記

1. 大分県の一部地域*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 大分県の一部地域*に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

* 一部地域

日田市、由布市、九重町、玖珠町

令和2年7月14日

九州運輸局 大分運輸支局長



公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）が公布されたため、下記のとおりとしたので公示する。

記

1. 福岡県の一部地域*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 福岡県の一部地域*に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

* 一部地域

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

令和2年7月14日

九州運輸局 福岡運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）が公布されたため、下記のとおりとしたので公示する。

記

1. 大分県の一部地域*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 大分県の一部地域*に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

* 一部地域

日田市、由布市、九重町、玖珠町

令和2年7月14日

九州運輸局 大分運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）が公布されたため、下記のとおりとしたので公示する。

記

1. 鹿児島県の一部地域*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 鹿児島県の一部地域*に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

* 一部地域

阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市

令和2年7月14日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）が公布されたため、下記のとおりとしたので公示する。

記

1. 熊本県の一部地域*¹に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

*¹ 一部地域

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

2. 熊本県の一部地域*²に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

*² 一部地域

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

3. 熊本県の一部地域*³に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのもは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

*³ 一部地域

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

令和2年7月14日

九州運輸局 熊本運輸支局長